



## 重要事項説明書(特別高圧・高圧)

特別高圧および高圧で受電するお客さまに電気を供給する際の重要事項について説明します。詳細につきましては、当社電気需給約款(特別高圧・高圧)をご確認いただきますようお願いいたします。

### 1. 申込み方法

当社電気需給約款(特別高圧・高圧)の供給条件を承諾の上、当社所定の様式によりお申込みいただきます。

### 2. 電気需給契約の成立および契約期間

(1) 契約期間は、電気需給契約(以下、「需給契約」といいます。)が成立した日から供給開始日の原則1年後の日までとします。

(2) 需給契約は、契約期間満了日の3カ月前までに、お客さままたは当社のいずれからも契約終了または変更等の申出がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同条件で継続されるものとします。

### 3. 契約電力

(1) 特別高圧電力は、お客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。

(2) 高圧電力は、契約電力500キロワット以上はお客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。契約電力500キロワット未満はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値とします。

### 4. 供給電圧および周波数

(1) 特別高圧電力は、原則として供給電圧20,000ボルト以上、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。

(2) 高圧電力は、原則として供給電圧6,000ボルト、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。

### 5. 電気料金および計量・料金算定について

(1) 料金は、基本料金(力率調整あり)に、その1月の使用電力量によって算定した従量料金(燃料費調整相当額を加えたもの)および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に、付帯契約料金(自家発補給電力料金、予備電力料金)を加えたものとします。

- (2) 基本料金単価、従量料金単価および付帯契約料金単価は、「電気料金削減のご提案」に記載するものとします。
- (3) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置した記録型電力量計により、一般送配電事業者が計量します。
- (4) 料金の算定期間は、原則として、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。

## 6. 契約超過金

契約電力が500キロワット以上のお客さまの最大需要電力が契約電力を上回った場合、超過した電力について、基本料金の1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の電気料金に合算して請求し、その支払期限内に支払っていただくものとします。

## 7. お支払い方法

(1) お客さまの料金は、お客さまが指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日までに支払っていただきます。支払方法および支払期日は、原則以下のとおりといたします。なお、支払方法設定までは銀行振込とし振込手数料は振込者の負担とします。

### イ 口座振替払い

毎月27日を支払期日といたします。ただし、27日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。

**※口座設定は振替用紙のご返送から 約2か月 お時間を頂戴しております。**

### ロ クレジットカード払い

請求書発行日から、3暦日後を支払期日とし、お客さまが指定されたクレジットカード会社から支払いがなされます。

(2) 工事費負担金については、そのつど、当社が指定した方法によりお支払いいただくものとします。

(3) 料金のお支払いがなされなかった場合は、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて遅延利息(年率10.0パーセント)を申し受けます。

## 8. 違約金

(1) 9(契約の変更・解約)(2)または10(解約等)に基づき需給契約が解約された場合、その他理由の如何を問わず、契約期間の途中で需給契約が終了した場合、お客さまは、「電気料金削減のご提案」に定める解約違約金について、終了日の翌日から契約期間満了日までの期間分を支払うものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、需給契約が終了した場合は、この限りではありません。なお、10(解約等)(1)二に基づき、当社が需給契約を解約したときは、上記の解約違約金に加え、お客さまが支払を免れた電気料金の3倍に相当する金額を違約金としてお支払いいただきます。

(2) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約違約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せください。

## 9. 契約の変更・解約

(1) 需給契約の内容は、原則として契約期間中は変更できないものとします。

(2) 供給開始日から1年以上が経過した後は、解約希望日の3ヶ月前までの当社に対する書面による解約申入れによって需給契約を解約することができるものとします。

(3) 契約の変更・解約に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

## 10. 解約等

(1) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客さまに対する通知により解約することがあります。

- イ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実と異なる申出を行った場合。
- ロ 他人になりすまして各種サービスを利用した場合。
- ハ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合。
- ニ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合。

- ホ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合。
- ハ 当社電気需給約款(特別高圧・高圧)の32(需要場所への立ち入りによる業務の実施)に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合。
- ト 当社電気需給約款(特別高圧・高圧)33(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合。
- チ 当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合。
- ロ お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合。
- ハ 当社電気需給約款(特別高圧・高圧)によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金その他当社電気需給約款(特別高圧・高圧)から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合。
- ニ その他お客さまが当社電気需給約款(特別高圧・高圧)その他の需給契約に基づくお客さまの義務に違反した場合。
- ホ 当社電気需給約款(特別高圧・高圧)55(反社会的勢力の排除)(1)の規定に違反していることが判明した場合、または、その疑いがあると認められる場合。

(3) お客さまが、当社電気需給約款(特別高圧・高圧)の40(需給契約の廃止)(1)による通知をされないう、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が電気の供給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

(4) 当社が、上記(1)もしくは(2)、または、11(期限の利益の喪失)に基づき需給契約を解約する場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。当該書面の発行については手数料220円(1通あたり)をお支払いいただきます。なお、当社が上記(2)ホに基づき需給契約を解約する場合は、当社は、本項に定める通知を省略し、即時に需給契約を解約することができます。

## 11. 期限の利益の喪失

お客さまに、次の各号の事由が生じた場合、当社はお客さまに対し何ら催告を要することなく、需給契約を解約できるものとし、お客さまは当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちにその一切の債務の弁済するものとします。なお、当社は解約日を10(解約等)(4)の規定に従い、予めお客さまに通知い

たします。

- イ 支払の停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、事業再生ADR手続開始、会社更生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立て、もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- ロ 後見開始決定を受けたとき。
- ハ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ニ 公租公課の滞納処分、仮差押え、保全差押、もしくは差押命令、通知が発送されたとき。
- ホ 住所変更の届出を怠る等お客さまに帰責事由がある場合において、お客さまの所在が不明となったとき。
- ヘ 10(解約等)に定める解約事由が発生したとき。
- ト 前各号の他債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

## 12. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社または一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合。
- ロ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合。
- ハ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合。
- ニ 非常変災の場合。
- ホ その他保安上必要がある場合。

(2) 上記(1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(3) 上記(1)の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

## 13. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を

実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたしません。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査。
- (2) お客さまの電気工作物の検査等の業務。
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器その他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認。
- (4) 計量器の検針または計量値の確認。
- (5) 需給契約の消滅により必要となる処置。
- (6) その他需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務。

#### 14. その他

- (1) 本重要事項説明書に記載のない事項については、「電気料金削減のご提案」および当社電気需給約款（特別高圧・高圧）によるものとします。
- (2) Echange Biz 再エネプランは、当社が、再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気100%、または、30%の調達を調達した電気を供給し、CO2排出量も調整したプランになります。
- (3) Echange Biz Co2プランは、当社が、Jクレジット等の使用により、CO2排出量（100%、75%、50%、25%削減）を調整した電気を供給するプランになります。

---

#### ■ 小売電気事業者

HTBエネルギー株式会社（小売事業者登録番号:A0172）

問い合わせ先

HTBエネルギーワンダーサポート

TEL:050-3852-1193（平日10:00～18:00）

URL:<https://htb-energy.co.jp/>

